【騒音規制法、振動規制法による特定施設の届出】

	届出書及び提出書類	期日
特定施設を設置する場合	特定施設設置届出書	設置工事開始３０日前まで
地域が指定地域となり、すでに特定施設を設置している場合又は施設が特定施設となった場合	特定施設使用届出書	指定地域となった日又は特定施設となった日から３０日以内
特定施設の種類ごとの数を増加する場合	特定施設の数変更届出書	工事開始３０日前まで
騒音・振動の防止の方法を変更する場合	防止の方法変更届出書	工事開始３０日前まで
届出者の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者、工場又は事業所の名称及び所在地に変更があった場合	氏名等変更届出書	その日から３０日以内
すべての特定施設の使用を廃止した場合	特定施設使用全廃届出書	すべての特定施設の使用を廃止した日から３０日以内
届出をしたものからすべての特定施設を譲り受けたり、借り受けたりした場合	承継届出書	承継があった日から３０日以内

※これらの届出は、正本に写しを添え２部提出してください。